

保険医療機関における書面掲示事項

保険医療機関における書面掲示事項 令和 6 年 6 月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について Web サイト上に掲載いたします。

明細書発行体制等加算

当クリニックでは領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は、患者様にとって大切な「個人情報」です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようよろしくお願いいたします。明細書の発行を希望されない方は会計の際に、その旨お申し出ください。
※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」は医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当クリニックはマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を整備しております。オンライン資格確認により必要な診療情報・薬剤情報等を取得し、医師が診察室等で確認し、その情報を活用して診療を行っています。
デジタル技術を活用して医療を変革した質の高い医療の提供に努めています。

一般名処方加算

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明点などがありましたら医師にご相談ください。

機能強化加算

当クリニックでは、地域におけるかかりつけ医機能として下記のことを行っております。

1. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
2. 保健・福祉サービス・介護保険制度の利用等に関する相談
3. 夜間・休日の問い合わせへの対応（診察券の裏面を参照）
4. 地域包括診療加算を算定する患者様からの問い合わせ 24 時間対応
5. 必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介
6. 在宅医療の実施

地域包括診療加算

当クリニックでは健康相談及び予防接種に係る相談を実施しております。

医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。

患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、対応が可能であり介護保険制度の利用等に関する相談を実施しております。

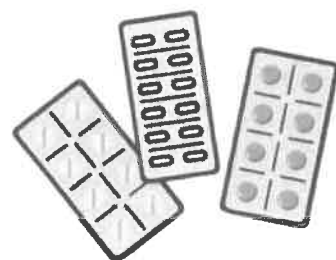
ぬまづアルプスクリニック 院長

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

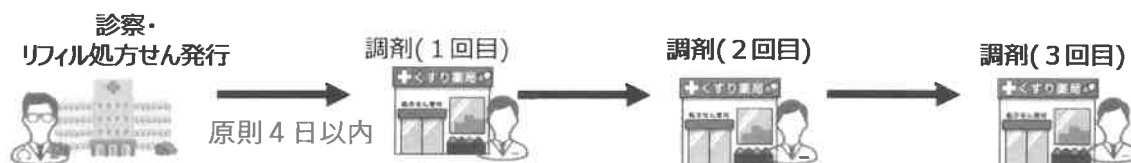
のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方せんができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。